

三 交 協 第 398 号
令和 4 年 6 月 23 日

三条市地域公共交通協議会委員 様

三条市地域公共交通協議会
会長 滝 沢 亮

令和 4 年度 第 2 回三条市地域公共交通協議会書面協議の実施について

夏至の候、委員の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本協議会の運営につきまして、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本来であれば、当協議会を開催し、対面で御意見を賜わるべきところでございますが、会議出席に伴う委員の移動等の負担軽減を図りつつ、効率的な会議運営を進めるとともに、今回の協議事項の一つである令和 4 年 10 月からの市内循環バスの変更につきましては、すでに前回の協議会において、その概ねの方向性について合意を得ていることから、必ずしも対面での協議によらずとも、書面協議により当協議会としての意見集約が十分可能であると想定されることから、大変恐縮ではございますが、今回につきましても対面での開催を省略し、書面による協議とさせていただきたいと思っておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、次の議題について御回答くださいますようお願いいたします。

記

1 送付資料（別添のとおり）

- (1) 第 2 回三条市地域公共交通協議会書面協議 議題
- (2) 報告事項：資料No. 1～2
- (3) 協議事項：資料No. 3～5
- (4) 第 2 回三条市地域公共交通協議会書面協議 回答票
- (5) 三条市地域公共交通協議会委員名簿（令和 4 年 4 月 1 日時点）

2 回答方法

別添の回答票に、異議なし・異議ありのいずれかに○をつけていただき、御意見がございましたら、必要事項を記入のうえ、令和 4 年 6 月 30 日（木）までに、事務局宛に E-mail、FAX または郵送にて御提出ください。（特段御

意見等ない場合は、電話による回答でも結構です。)

3 報酬等の支払いについて

書面協議の場合であっても、報酬（3,500円）をお支払いします。

なお、前回の書面協議時にお申し出いただいた内容をもとにお支払の手続をさせていただきますが、報酬の支払に関して前回から変更がある場合は、改めて御連絡くださいますようお願いいたします。

担当：三条市地域公共交通協議会事務局 篠田、坂上 (三条市市民部環境課生活安全・交通係) 〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号 TEL：0256-34-5574 FAX：0256-32-6615 E-mail：kankyo@city.sanjo.niigata.jp
--